

福井県発注工事における施工体制の点検要領 (新旧対照表)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">福井県発注工事における施工体制の点検要領</p> <p>1～2 略</p> <p>3 入札・契約手続における監理技術者等の点検</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 契約後における点検</p> <p>①契約後、監督職員は、当該工事について工事实績情報を提供するサービス(CORINS)に基づき作成された「工事カルテ」を確認すること。なお、登録後に(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を速やかに提出させること。</p> <p>②施工計画書提出時(工事着手前)に、監理技術者等から施工計画について説明を求め、監理技術者等の実質的関与および届出された配置予定技術者との同一性、資格、所属会社および入札の審査基準日(事前審査型においては入札参加申請時、事後審査型においては落札候補者決定時)以前に3か月以上の所属会社における直接的かつ恒常的な雇用関係を、監理技術者資格証の提示、健康保険証の写し等により確認すること。</p> <p>このとき、不適切な点があった場合には、福井県工事請負契約約款第46条第1項第4号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。</p> <p>4 略</p> <p>5 施工中の現場における施工体制の把握</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 施工体制の把握</p> <p>①～③ 略</p> <p>④「工事元請・下請関係者(変更)届出書」が適切に記入され提出されていること。</p> <p>なお、工事施工中に下請負契約の総額が4,500万円(建築一</p>	<p style="text-align: center;">福井県発注工事における施工体制の点検要領</p> <p>1～2 略</p> <p>3 入札・契約手続における監理技術者等の点検</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 契約後における点検</p> <p>①契約後、監督職員は、当該工事について工事实績情報を提供するサービス(CORINS)に基づき作成された「工事カルテ」を確認すること。なお、登録後に(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を速やかに提出させること。</p> <p>②施工計画書提出時(工事着手前)に、監理技術者等から施工計画について説明を求め、監理技術者等の実質的関与および届出された配置予定技術者との同一性、資格、所属会社および入札の審査基準日(事前審査型においては入札参加申請時、事後審査型においては落札候補者決定時)以前に3か月以上の所属会社における直接的かつ恒常的な雇用関係を、監理技術者資格証の提示、健康保険証の写し等により確認すること。</p> <p>このとき、不適切な点があった場合には、福井県工事請負契約約款第46条第1項第3号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。</p> <p>4 略</p> <p>5 施工中の現場における施工体制の把握</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 施工体制の把握</p> <p>①～③ 略</p> <p>④「工事元請・下請関係者(変更)届出書」が適切に記入され提出されていること。</p> <p>なお、工事施工中に下請負契約の総額が4,000万円(建築一</p>

改正案	現 行
<p>式工事の場合は、<u>7,000</u>万円)を超えた時点において、特定建設業許可業者であることおよび監理技術者が専任していることを確認すること。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>6 略</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. この要領は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>式工事の場合は、<u>6,000</u>万円)を超えた時点において、特定建設業許可業者であることおよび監理技術者が専任していることを確認すること。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>6 略</p> <p><u>(新)</u></p>